

マイナンバー（個人番号・法人番号）の取扱いについて

1 マイナンバーの記載について

平成28年1月の社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられています。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記載いただくようお願いします。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。以下の①または②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつお持ちの上、申告書をご提出ください。法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	身元確認資料
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（裏面）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面）
<input type="checkbox"/> 次の書類から1つ ・通知カード ・住民票の写し （個人番号が記載されたもの）	<input type="checkbox"/> 次の書類から1つ ・運転免許証 ・パスポート ・明石市から送付された氏名、住所、所有者コード等が印字された償却資産申告書
	<input type="checkbox"/> 次の書類から2つ ・保険証・年金手帳・介護保険の被保険者証 ・敬老手帳・社員証・学生証・納税通知書等

②代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
<input type="checkbox"/> 次の書類から1つ ・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票の写し （個人番号が記載されたもの）	<input type="checkbox"/> 次の書類から1つ ・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証、パスポート ・代理人の税理士証票等	<input type="checkbox"/> 次の書類から1つ ・委任状（原本） ・税務代理権限証書（原本） ・明石市から送付された氏名、住所、所有者コード等が印字された償却資産申告書
	<input type="checkbox"/> 次の書類から2つ ・代理人の保険証・代理人の年金手帳・代理人の社員証・代理人の納税通知書等	

● 郵送提出の場合

明石市が発行した本人宛の償却資産申告書で提出する場合は、番号確認資料の写しを同封してください。独自で作成された申告書を提出する場合は、明石市が発行した本人宛の償却資産申告書の添付及び番号確認資料の写しを同封してください。明石市が発行した申告書を同封しない場合は、上記確認資料の写し（ただし、代理権確認資料については原本）を同封してください。

● 電子申告（eLTAX）の場合

本人の番号確認資料のPDFデータ等を添付してください。なお、身元確認資料は、電子証明書等で確認いたしますので不要です。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の取扱いに関する質問及び回答

1. マイナンバーの記載が無ければ、申告書の受理を拒否されますか。

マイナンバーの記載がないという理由だけで、申告書を受理しないということはありません。

2. 償却資産申告書の作成ソフトの様式が古いため、マイナンバーの記載欄がないので、どうすればよいですか。

マイナンバーの記載欄を設けることができない場合、償却資産申告書の右下備考欄に「個人番号123456789012」「法人番号1234567890123」といった記載をお願いします。

3. 郵送でマイナンバーの確認資料を送付した場合、書類は返却してもらえますか。

申告書に添付された確認書類の返却は行いません。ご提出いただいた申告書と一緒に保管させていただきます。

4. 本人確認資料に不備や不足等があった場合、記載した個人番号の取扱いはどうなりますか。また、本人確認資料の追加提出等は求められますか。

本人確認資料に不備があった場合、「個人番号の記載は無かったもの」として受理させていただきます。また資料の追加提出等をお願いすることはありません。次年度の償却資産申告の際、改めて、個人番号の記載とともに本人確認資料をご用意ください。

5. 独自で作成した申告書（控用）へのマイナンバーの記載は必要ですか。

申告書（控用）へのマイナンバーの記載については各事業者様の任意となります。また、申告書（控用）にマイナンバーが記載されていた場合、ご記載いただいた内容のままお返しさせていただきます。

6. 明石市に住民登録をしていますが、その場合でもマイナンバーの記載及び確認書類は必要ですか。

住民登録の有無に関わらず、ご申告いただく全員の方に、マイナンバーの記載及び確認書類の提出が必要です。

7. 代理権確認資料として認められる「委任状」には、どのような内容の記載が必要ですか。

以下の（１）～（４）の事項の明記をお願いいたします。

- （１）代理人の住所、氏名
- （２）委任した内容
- （３）委任した日付
- （４）委任者に関するアからエの事項
 - ア 氏名
 - イ 住所
 - ウ 押印
 - エ 連絡先電話番号

明石市役所 資産税課 償却資産係
Tel (078) 918-5238 (直通)